

揭示資料

平成20年度尾道管内庁舎等施設保守管理業務に係る 入札参加希望者の公募及び技術資料等の提出について

標記について、公募型指名競争入札方式により、業務発注を行うこととしたので、入札参加希望者は、下記要領により技術資料及び企業結合確認資料（以下「技術資料等」という。）を提出されたく公募します。

平成20年2月15日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
しまなみ尾道管理センター
所 長 吉 川 章 三

記

1 業務の概要

- (1) 業務名 平成20年度尾道管内庁舎等施設保守管理業務
- (2) 業務場所 自) 広島県尾道市
至) 広島県尾道市
- (3) 業務の内容 本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター管内（上記の業務場所内）の庁舎の建築物環境衛生管理技術者としての業務を行うとともに、庁舎、管理センター、料金所、宿舎、PA等の空調換気設備、給排水設備、浄化槽設備、エレベーター設備、電気設備、消防設備、衛生設備等の点検、貯水槽清掃、環境測定を行う。
- (4) 業務概要
- 1) 請負者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する技術者1名を選任し、本業務に従事させる。この者は、別添に示す施設保全点検員Aに該当する者でなければならない。
本州四国連絡高速道路株式会社は、この者を本業務の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として選任し、行政機関に届け出る。建築物環境衛生管理技術者は、本業務の計画調整を行うほか、次の点検等業務も行うことができる。
 - 2) 請負者は、別表-1対象設備・作業一覧表、別表-2点検頻度一覧表の点検等業務を行う。
点検等業務については法令に定められた資格者が点検等を行うものとする。
- (5) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 技術資料等の提示を求める対象者に関する事項

技術資料等の提出を求める対象者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 本州四国連絡高速道路株式会社における平成18・19・20年度一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)のうち「各種設備等の保守・点検管理」のAまたはBの資格を有し、しまなみ尾道管理センターに登録している者。
- (2) 下表に示すように、平成10年度以降(過去10年間)に元請けとして完了した同種業務又は類似業務の業務実績を有すること。

項目	内容
同種業務	過去10年以内に延べ床面積5,000㎡以上の建築物の建築物環境衛生管理技術業務を実施した実績があること。
類似業務	過去10年以内に延べ床面積3,000㎡以上の建築物の建築物環境衛生管理技術業務を実施した実績があること。

- (3) 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者で、平成10年度以降(過去10年間)に同種業務又は類似業務に1年以上従事した経験を有する技術者を選任可能であること。

3 技術資料等の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領等の交付方法

技術資料作成要領及び企業結合確認資料作成要領(以下「技術資料作成要領等」という。)は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

交付期間 平成20年2月15日(金曜日)から平成20年2月25日(月曜日)までの間で土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

交付場所 〒722-0073 広島県尾道市向島町6904
本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター 総務課
TEL0848-44-3700 (内線2222)

(2) 技術資料等の提出方法

技術資料等は、技術資料作成要領等に示す様式及び留意事項に基づき作成し、下記の提出期間内に直接提出場所に持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、受付時にヒアリングを実施するので、技術資料等の内容を理解し、説明ができる者が持参すること。

提出期間 平成20年2月15日(金曜日)から平成20年2月25日(月曜日)
までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び
午後1時から午後4時まで

提出場所 3(1) に同じ

4. 企業結合確認資料の審査に関する事項

入札参加希望者から提出される企業結合確認資料により、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 入札参加希望者間における100分の10を超過する株式所有関係または、出資関係の有無
- (2) 入札参加希望者間における取締役(非常勤取締役を含む)または、監査役(非常勤監査役を含む)の兼任関係の有無。

5. 入札予定時期

平成20年3月28日(予定)

6. その他

- (1) 手続きに関する問い合わせ先は、3(1) に同じ。

別 添

施設保全点検員 A の資格は、下表の要件を満たすものとする。

職種	卒業区分	資 格	卒業後の年数		
			大学卒業後	高校卒業後	高専・専門、 短大卒業後
施設 保全 点検 員 A	機械、電気、 水道、衛生等 の関連学科	卒業した者	12年以上	16年以上	14年以上
		下表の技術士の資格を有する者	7年以上	11年以上	9年以上
	下表の技術士以外の資格を有する者	8年以上	12年以上	10年以上	
	関連学科以外	下表の技術士の資格を有する者	9年以上	13年以上	11年以上
		下表の技術士以外の資格を有する者	10年以上	14年以上	12年以上

職 種 及 び 資 格		
機 械	技術士	機械部門
	技術士以外	1級管工事施工管理技士、消防設備士(甲種)、1級機械保全技能士、建築物環境衛生管理技術者、浄化槽管理士、昇降機検査資格者のいずれか、もしくはこれらと同等の資格の取得者。
電 気	技術士	電気・電子部門
	技術士以外	1級電気工事施工管理技士、第3種電気主任技術者、第1種電気工事士のいずれか、もしくはこれらと同等の資格の取得者。
水道・衛生	技術士	水道部門、衛生工学部門
	技術士以外	作業環境測定士、衛生工学衛生管理者、建築設備検査資格者のいずれか、もしくはこれらと同等の資格の取得者。

対象設備・作業一覧表

設備・作業名 場所	空調換気設備	給排水設備	エレベータ設備	電気設備	消防設備	浄化槽設備	自動扉	貯水槽清掃	環境測定	衛生設備	その他	備考
JB本四高速尾道ビル												特定建築物
東尾道住宅												
栗原住宅												
南風寮												
しまなみ尾道管理センター												
大浜PA												
因島北料金所												
因島南料金所												
生口島北料金所												
生口島南料金所												
瀬戸田PA												

1. 貯水槽清掃の 印は水質検査を含む

点検頻度一覧表

設備・作業名	点検区分	点検頻度	備 考
空調換気設備	パッケージエアコン	1回 / 6月	
	ガスヒートポンプ式エアコン室外機	1回 / 1年	
	送風機	1回 / 6月	
	ロスナイ換気扇	1回 / 6月	
給排水設備	貯水槽・ポンプ	1回 / 1年	
	残留塩素測定 (JB本四高速尾道ビル)	1回 / 1週	
	〃 (住宅・寮)	4回 / 年	6～9月に実施
エレベータ設備	1号機 (JB本四高速尾道ビル)	1回 / 1月	機能点検
		1回 / 1年	法定点検
電気設備	分電盤、配線及び配線器具全般	1回 / 1月	
	分電盤、配線及び配線器具全般	1回 / 1年	
	屋外照明設備全般	1回 / 1年	
浄化槽設備	合併処理55人槽	2回 / 1月	東尾道、栗原住宅 南風寮 しまなみ尾道管理
	合併処理70人槽		
	合併処理140人槽		
	合併処理25人槽	1回 / 3月	因島北 因島南 生口北
	合併処理21人槽		
	単独処理21人槽		
	合併処理20人槽	1回 / 4月	生口南
消防設備	作動点検、外観点検、機能点検	1回 / 6月	
	消火器以外の総合点検	1回 / 1年	
	排煙窓作動点検	1回 / 3月	
自動扉	作動点検・給油等	1回 / 6月	
貯水槽清掃	受水槽、高架水槽	1回 / 1年	
水質検査	消毒副生成物	1回 / 1年	
	省略不可項目 + 金属等項目	1回 / 6月	
環境測定	空気環境測定	1回 / 2月	
	照度測定	1回 / 6月	
衛生設備	PAトイレの手洗器、便器、洗浄弁	1回 / 6月	
その他	PA身障者トイレ警報装置	1回 / 1年	

注) 設備の点検は、設備毎にそれぞれの点検実務経験を1年以上有する者が行わなければならない。
また、点検について法令に定めのある設備については、各々に応じた有資格者が行わなければならない。
なお、自家用電気工作物については第一種電気工事士の資格者が点検を行うものとする。
空気熱源ヒートポンプ式エアコンについてはガス供給者の講習を受講したものが点検を行う。